

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の名称	農地等の権利移動の許可の取消等
処分権者	市長
根拠規定	農地法第3条の2
基準規定	農地法第3条の2
処分基準	<p>農地法第3条の2 （農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等） 第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	農業委員会
処分の名称	違反転用に対する処分
処分権者	市長
根拠規定	農地法第51条第1項
基準規定	周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第5条から第8条
処分基準	<p>農地法第51条第1項 （違反転用に対する処分）</p> <p>第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人 二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者 三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人 四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与又は聴聞
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項